

「健康食品」に関して問題となっている現状

第一回「健康食品」専門委員会において、「健康食品」に関して問題と考えられる現状として、以下の事項があげられた。

1 都民の「健康食品」への誤認、理解不足

- (1) 「健康食品」を医薬品的なものと誤認したり、健康機能に過大な期待をしている傾向がある。
- (2) 「健康食品」の安全性が過信される傾向がある(薬よりも安全)。
- (3) 「健康食品」に対する判断に、科学的な視点が欠如している。

2 健康被害の発生

- (1) 食経験のある素材であるにもかかわらず、加工方法や含有量などにより、健康被害に結びつく場合がある。

例) クロレラの加工食品

D - ソルビトール(甘味料)が過量に含まれたダイエット飲料

- (2) 素材となる食品の安全性が十分確認されないまま加工されることにより、健康被害が発生する場合がある。

例) アマメシバの加工食品

- (3) 「健康食品」が原因となる健康被害は、初期段階で因果関係を特定することが難しく、重篤な症状が現れるまで探知されない場合がある。

- (4) 「健康食品」の名を語った無承認無許可医薬品が後を絶たない。

例) グリベンクラミド(糖尿病薬)を含有する無承認無許可医薬品

シルデナフィルまたはその類似成分を含有する無承認無許可医薬品

(5) 危害性について未知の製品が、個人輸入により安易に入手されている。

例) タイから輸入された「ホスピタルダイエット」などによる健康被害事例

(6) 「健康食品」を医薬品の代替品的に使用することにより、適正な医療を受ける機会を逸し疾病の長期化や重篤化を招くおそれがある。

(7) 「健康食品」と医薬品との相互作用等による、医療への影響が発生しているおそれがある。

(8) 過剰に成分(栄養成分、その他食品の成分)を摂取してしまう可能性がある。

3 科学的に不確かな情報の氾濫と適切な情報の不足及び伝達不足

(1) 薬事法、健康増進法等に抵触するおそれのある広告が氾濫している。

(2) 保健機能食品制度の主旨を誤解させる表示・広告が存在している。

(3) 科学的正確性に乏しく、有用性に偏った情報が発信されている。

例) テレビ・雑誌等の記事、書籍、インターネット情報

(4) 都民が「健康食品」の必要性を判断したり、適切な使用を行うための、正確で利用しやすい情報が不足している。

(5) 既存の適切な情報が都民に伝わっていない。

(6) 都民は、信頼できる情報源が判断できず、また、公的機関が出す情報は公平性や客観性を重視するあまり、羅列的かつ網羅的となっているため、どの情報が重要なのか判断できない。